

行せられよ。

須らく咨に至るべき者なり。

計開す。

風を被るの難人の随帶する物件

一、火炮一隻 一、氈帽六百頂

一、鋸一把 一、斧二把

一、鉄釘一千一百六十六觔半

以上、共計するに五件

右、福建等処承宣布政使司に咨す

咸豊十二年（一八六二）四月初二日

注*語注は「三〇五〇九」参照。

3-06-02

琉球国中山王世子尚泰より関係当局あて、福建省難民蔡改等を護送するに付き、便宜を囑られたき旨、護送船の都通事梁超群等に付した執照（咸豊十二、同治元《一八六二》、四、一）

を護送するに付き、便宜を囑られたき旨、護送船の都通事梁超群等に付した執照（咸豊十二、同治元《一八六二》、四、一）

琉球国中山王世子尚（泰）、護照^①を給発し以て関津に憑^よらしめ、以て難人を送る事の為にす。

照らし得たるに、咸豊十一年十一月二十五日、福建省泉州府晋

江県の難人蔡改等共に五十一名は、海船一隻に坐駕し、前みて天津府に到りて碗料・木料・白糖等の件を発売し、豆餅・白豆・粉乾・氈帽・蹇綯・熟地・焼酒・水烟・烏棗等の件を置買して本籍に回らんと要^ほするも、洋中にて風に遭^たひ、飄^たいて本国属島の八重山の洋面に入り、礁に擱^ありて撃碎せらるる有り。該地方官、収養して中山の牧港地方に送り到る。経に飭^しして例に照らして館^{おく}に発りて安挿せしめ、飯食・衣服等の項を給与す。部^②文内の旨を奉じたるの事理に欽遵し、収養して解送せしめんとす。特に都通事の梁超群等を遣わし、海船一隻に坐駕し、梢役共に六十七員名を率領し、難人の蔡改等五十一名を護送し、前みて閩省に至らしむ。所有^{くだん}の差去せる員役は、文憑無ければ以て各処の官軍の阻留して便ならざるを致すを恐る。此れが為に、王府の礼字第三百二十四号半印勘合の執照一道を給発して都通事の梁超群等に付し、収執して前去せしむ。如し経過の関津及び沿海の巡哨官軍の驗実に遇わば、即便に放行し、留難して遲滞するを得る母からしめよ。須らく執照に至るべき者なり。

計開す。

風を被るの難人の名数

船主の蔡改	伙長 ^③ の江求	舵工の蔡蟬
搭客 ^④ の龔貴	水手の傅輅	傅都
蔡裕	周溪	周養
林座	蔡源	蔡詞

注*語注は〔三〇二〇四〕参照。

以上、共計するに五十一名なり。

護送都通事一員	梁超群	人伴四名
司養贍大使一員	詹光国 ⁽⁵⁾	人伴四名
管船夥長・直庫二名	鄭宏訓 ⁽⁶⁾	仲克秀 ⁽⁷⁾
水梢共に五十五名		

右の執照は都通事梁超群等に付す。此れに准ぜられよ

咸豊十二年（一八六二）四月初二日

猴梯	周懋	傅明九
蔡梯	蔡料	蔡致
蔡柔	蔡頂	蔡踰
林古	紀聞	蔡借
蔡柱	邱堵	邱炒
許不	吳鑾	吳欄
周象	蔡鍊	曾氣
曾扭	陳員	劉誰
吳良	曾車	蔡香
陳贊	傅崇	傅禿
吳蜚	郭前	謝看
蔡身	蔡勝	傅尾
胡強	胡前	蔡莉

3-06-03

琉球国中山王世子尚泰より同治帝あて、咸豊十二年の進貢に
 当たり皇帝陛下の徳を讃え忠誠を誓う旨の表文

（咸豊十二、同治元）《一八六二》、八、二）

琉球国中山王世子臣尚泰、誠惶誠恐、稽首頓首して、謹んで表
 を奉り言を上る。

伏して以うに、元后中に居れば、万国は帰心して極に拱い、聖
 人上に在すれば、八埏は向化して以て宗に朝い、玉帛を闕廷に陳
 ぶれば黼黻を光り昭かし、共球を陬溘より奉れば、冠裳を典く肅
 す。遐邇は心を傾け、臣民は徳を頌う。

欽んで惟うに、皇帝陛下、功は天地に侔しく、道は古今に冠た
 り。日に就き雲を瞻みれば、共に群生を在宥に納れ、文を修めて

- (1) 護照 旅行用の身分証明書。
- (2) 部文内の旨を奉じたるの事理 礼部の咨に引用されている漂着
 難民の解送に関する旨で指示されたことを指す。
- (3) 伙長 船上で羅針盤をつかさどる者のことで、船内の事を統括
 し運航を掌る。船長。
- (4) 搭客 乗船客。
- (5) 詹光国 咸豊十二年（同治元）護送船の司養贍大使。
- (6) 鄭宏訓 咸豊十二年（同治元）護送船の管船夥長。
- (7) 仲克秀 咸豊十二年（同治元）護送船の管船直庫。